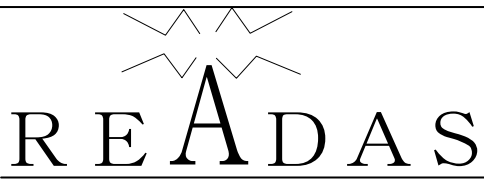


第 5255 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月26日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⤵ 不当表示防止法の課徴金

**Q**：不当表示防止法に課徴金制度が導入されたことを受けて、課徴金や延滞税の取扱いが規定されたとか。どのような取り扱いになるのですか？

**A**：損金不算入になります。

### 【解説】

平成26年の11月に、不当景品類及び不当表示法が改正され、課徴金制度が導入されました。

不当表示による顧客の誘引を防ぐことを目的とした改正です。

優良誤認表示や有利誤認表示として課徴金の対象になると判断されると、対象商品や役務に係る売上高の3%が課徴金として賦課され、この課徴金の納付が遅れた場合には延滞税が課されます。

税務の取扱いは、この改正を受けて、平成27年度の税制改正において、これら課徴金及び延滞金の取扱いを次のようにすることと定められました。

- ・課徴金・・・損金不算入
- ・延滞税・・・損金不算入

ちなみに、罰金や科料、過料、交通反則金なども同様に損金不算入となっていますが、労働保険料や社会保険料の延滞金は、損金算入となっています。

